

次期尾道市総合計画
基本計画～まちづくりプラン～
(構成案) について

【１】基本計画～まちづくりプラン～の構成

【２】各項目について

１．基本計画～まちづくりプラン～の考え方

- (1) 総合計画における基本計画の位置付け・計画期間
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係性
- (3) 個別計画との関係
- (4) 基本計画～まちづくりプラン～におけるまちづくりの視点
- (5) 体系図イメージ（案）
- (6) 人口推計

２．分野別の施策

- (1) 施策体系の考え方
- (2) 分野別の施策

【1】基本計画～まちづくりプラン～の構成（現計画との比較）

現計画（後期基本計画）	次期計画～まちづくりプラン～
【総論】 第1章 後期基本計画の策定にあたって 第1節：計画策定の趣旨 第2節：計画の構成と期間 第2章：まちづくりの方向性 第1節：基本構想本論の概要 第2節：目標人口 第3章：後期基本計画策定の背景 第1節：前期基本計画の総括 第2節：本市を取り巻く社会・経済情勢の変化 第3節：後期基本計画における取組の考え方 参考資料：市民満足度調査 【各論】 第1章：産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり 第2章：魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり 第3章：誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまちづくり 第4章：計画推進を支える行政運営	【基本計画（まちづくりプラン）】 1. 基本計画の考え方 (1) 総合計画における基本計画の位置付け・計画期間 (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性 (3) 個別計画との関係 (4) 基本計画～まちづくりプラン～におけるまちづくりの視点 (5) 体系図イメージ (6) 人口推計 2. 分野別の施策 (1) 施策体系の考え方 (2) 分野別の施策 3. 計画の推進など 【資料編】 ・社会情勢 ・本市の地域特性 ・前計画の総括 ・附属資料 ※記載項目や順番は変更の可能性あり

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

(1) 総合計画における基本計画の位置付け・計画期間

総合計画は、「基本構想～まちづくりビジョン～」と「基本計画～まちづくりプラン～」で構成されます。

「基本計画～まちづくりプラン～」では、基本構想で掲げた「めざすまちの姿」の実現に向けての取組方針及び必要な施策等を示し、人口減少や少子高齢化が進行する中、社会情勢の変化に適応したまちづくりに取り組みます。

構成		計画期間			
		現計画		次期計画	
基本構想	本市のめざすまちの姿や、まちづくりの考え方、基本的方向を示すもの（まちづくりビジョン）	10年		10年 2027（令和9）年度～ 2036（令和18）年度	
基本計画	基本構想に基づき、めざすまちの姿を実現するために取り組む施策を体系的に示すもの（まちづくりプラン）	5年	5年	5年 2027（令和9）年度～ 2031（令和13）年度	5年 2032（令和14）年度～ 2036（令和18）年度

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

〇まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

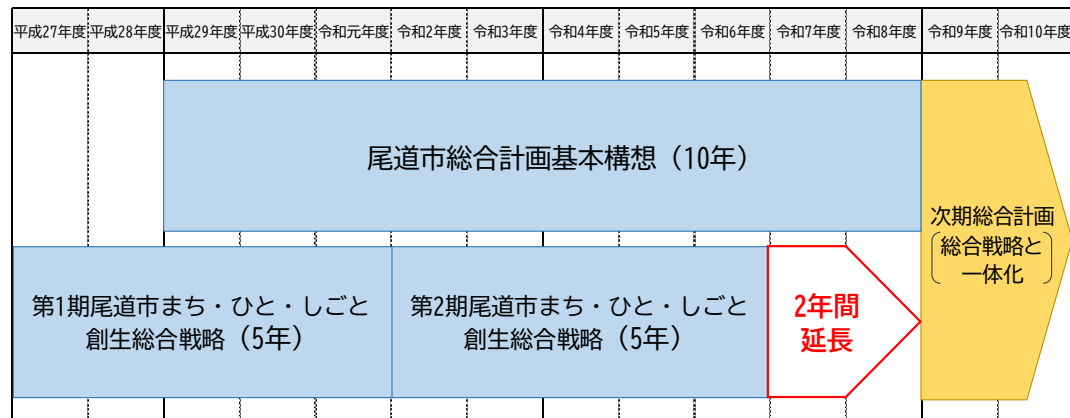
まち・ひと・しごと創生法（抜粋）

第十条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。



【2】各項目について

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

	策定義務	目的	対象分野	数値目標
総合計画	法定義務はない (本市は条例あり)	各地方公共団体の総合的な振興・発展等	行政分野全て	法定義務はない
総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づく努力義務	・人口減少対策 ・地方創生（交付金含む） ・企業版ふるさと納税	子育て、教育、人材、産業、雇用、移住・定住・デジタル等、分野横断	数値目標や重要業績指標（KPI）を設定することが適切



内容の重複

地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和7年12月版）

総合計画等を見直す際に、見直し後これらの計画等において地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。



本市においては、地方創生を目的とした計画である「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本計画の中に位置づけて一体的に推進することとし、地域の魅力を高め、人口減少に適応した地域づくりに分野横断的に取り組んでいきます。なお、総合戦略を位置づけるにあたって必要な事項は、今後、施策体系等を構築する中で検討します。

【2】各項目について

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係性

<他市事例①（岡山県倉敷市）>

まちづくり指標（重要業績評価指標）	現状値(R元)	5年後(R7) 目標値	10年後(R12) 目標値
日々の生活の中で、身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合	52.6%	55%	60%
★「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	51.6%	63%	75%
★地域社会の一員として生活できていると感じている外国人の割合	43.0%	50%	55%

（出典）倉敷市第7次総合計画

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/cityinfo/plan/1011783/1002083.html>

★は、「倉敷みらい創生戦略」(137頁～)に関連する項目です。

<他市事例②（兵庫県川西市）>

人が豊かに育つ川西の実現

施策1 子ども・若者

1 妊娠・出産・乳幼児支援

戦略

子どもと保護者の心身の健康と幸せを第一に考え、妊娠前から妊娠、出産、乳幼児の子育て期まで一貫した支援を行います。いつでも気軽に相談でき、寄り添ったサポートを行うことで子育て世帯の負担を軽減し、子どもたちの豊かで健やかな成長を支えます。

市民とともにめざす未来像

・妊娠前から妊娠期、乳幼児の子育て期における不安や負担が解消され、誰もが安心して出産・子育てができていく

代表的な評価指標

妊娠から出産及び産後の
保健・医療サービスについて
満足している親の割合

86.1%
基準値 (R4)

88.1%
中間目標 (R9)

90.0%
目標値 (R13)

育児について相談相手の
いる親の割合

92.3%
基準値 (R4)

96.2%
中間目標 (R9)

100%
目標値 (R13)

（出典）第6次川西市総合計画

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shiseijoho/1007418/sogokeikaku/1014405.html>

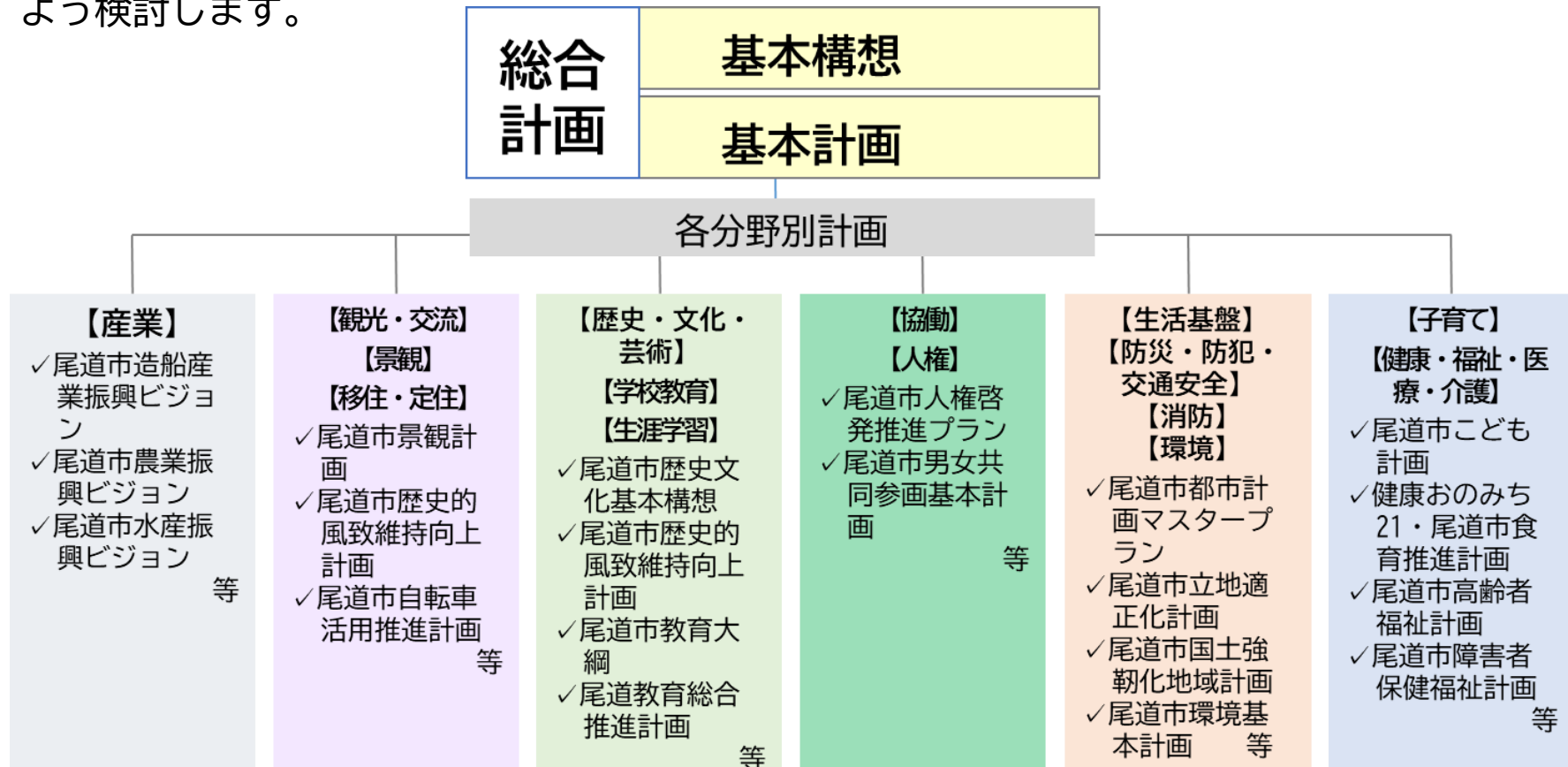
関連する代表的な計画：教育大綱 / 健康まちづくり計画 / 子ども・若者未来計画 / 地域福祉計画

【2】各項目について

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

(3) 個別計画との関係

総合計画は、まちづくりを進めるための指針として最も基本となる計画であり、本市の最上位計画として位置づけます。なお、基本計画で指標を設定する際には、個別計画における評価指標を参考とし、進捗状況を管理しやすくすることで、より実効性の高い計画となるよう検討します。



1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

【前回会議時点】

本ページは、基本構想（構成案）p4「【参考】基本計画における3つの視点」から抜粋したもので、次ページ（修正後）と比較するための参考として掲載しております。

（4）基本計画における3つの視点

基本構想に掲げた「めざすまちの姿を実現するために大切な3つのC」を踏まえ、行政において次の3つの視点により施策に取り組みます。

【3つの視点】

多様な人材が育ち活躍する 《ひとづくり》

子育てや教育、生涯学習を通じた多様な人材の育成と、誰もが自分らしく活躍できる環境をつくれます。

日常に活気と可能性がある 《しごとづくり》

地域資源を活かし、多様な主体と連携した産業や就業機会の創出とともに、安定した雇用の確保と地域経済の持続的発展により、産業の活力と交流を生み出します。

安全・安心・快適に暮らせる 《まちづくり》

安全・安心に暮らすための都市機能を充実させるとともに、地域資源や景観を活かした魅力ある環境を整えます。

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

【今回提案】

(4) 基本計画～まちづくりプラン～におけるまちづくりの視点

基本構想に掲げた「めざすまちの姿」を実現するため、「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との一体化を踏まえ、行政において次の視点により施策に取り組みます。

なお、基本計画を含めた総合計画全体における主体は市民・事業者・行政であることから、一体感の醸成に向けての取組も検討してまいります。

【まちづくりの視点】

● 誰もが学び、育ち、輝けるまちづくり

子育てや教育、生涯学習など様々な学びや交流を通じて一人ひとりが成長し、自分らしく活躍しながら幸せを感じられる環境を整えます。

● 日常に活気と可能性があるまちづくり

地域資源を活かし、多様な主体と連携した産業や就業機会の創出とともに、安定した雇用の確保と地域経済の持続的発展により、産業の活力と交流を生み出します。

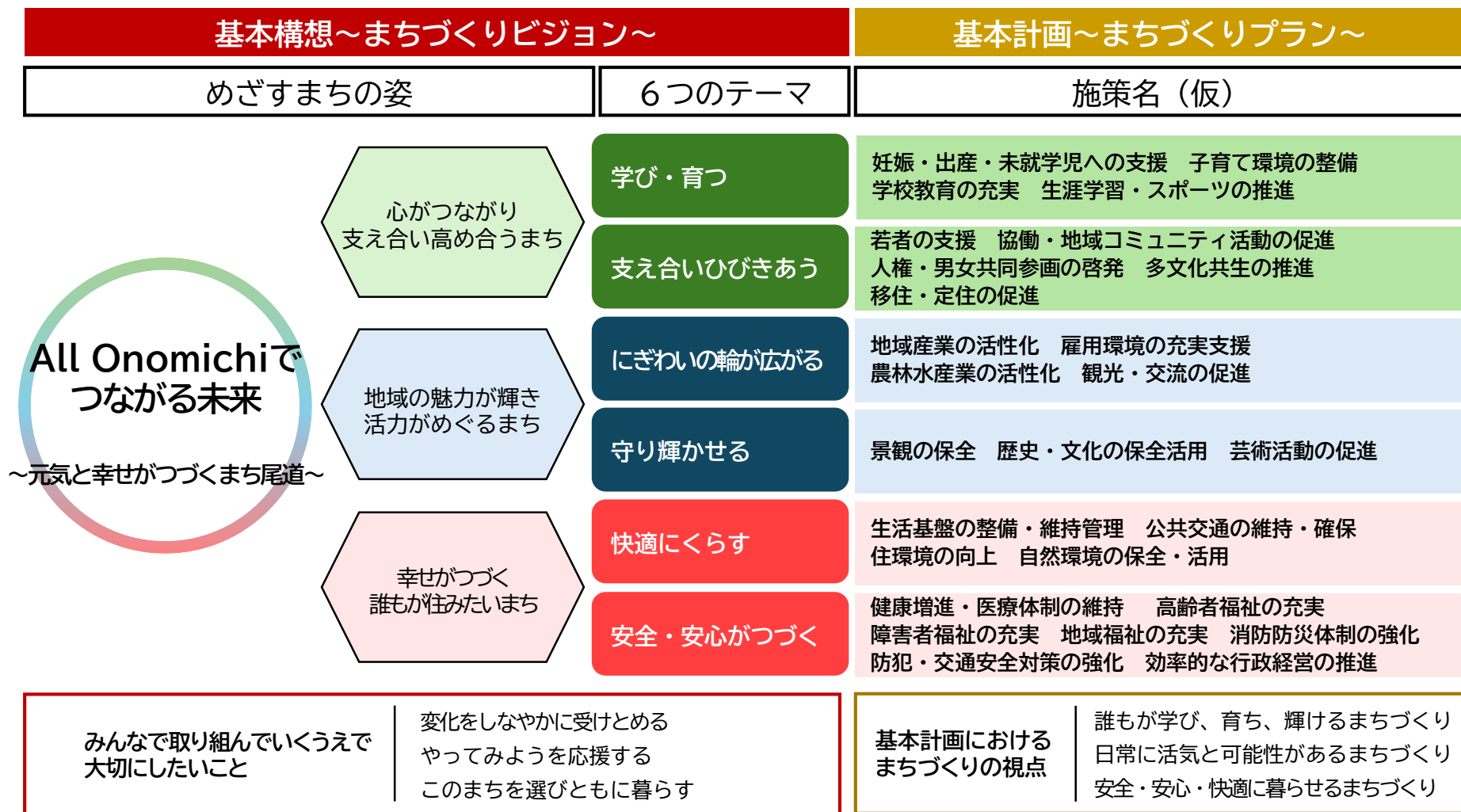
● 安全・安心・快適に暮らせるまちづくり

都市機能の充実や災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域資源や景観などを活かしながら、誰もが健康で安心して暮らし続けることができる環境を整えます。

【2】各項目について

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

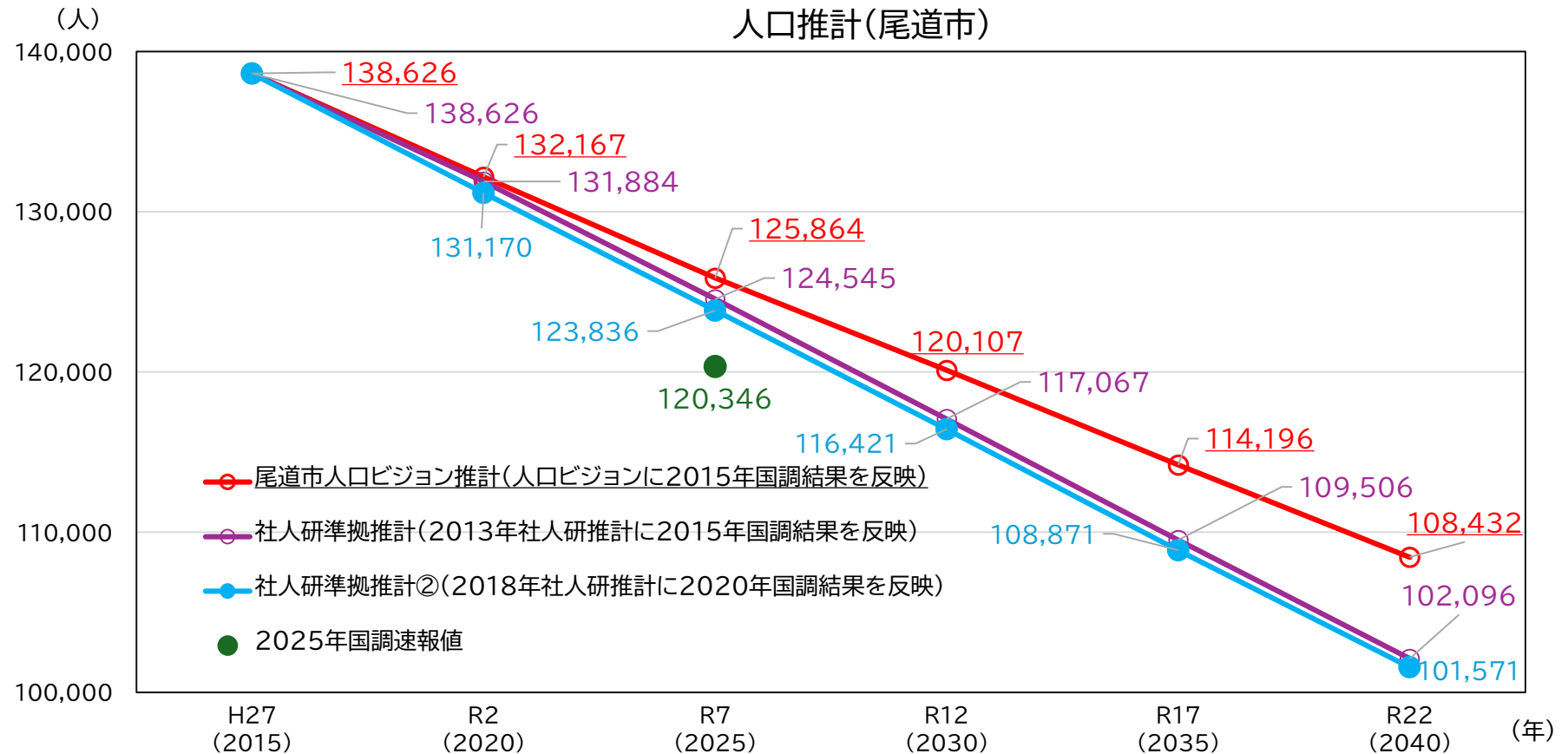
(5) 体系図イメージ（案）



【2】各項目について

1. 基本計画～まちづくりプラン～の考え方

(6) 人口推計



尾道市人口ビジョン推計：2015年の国勢調査結果と、尾道市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの独自推計で用いた仮定値（合計特殊出生率・純移動率等）を用い推計。尾道市総合計画基本構想において位置付け

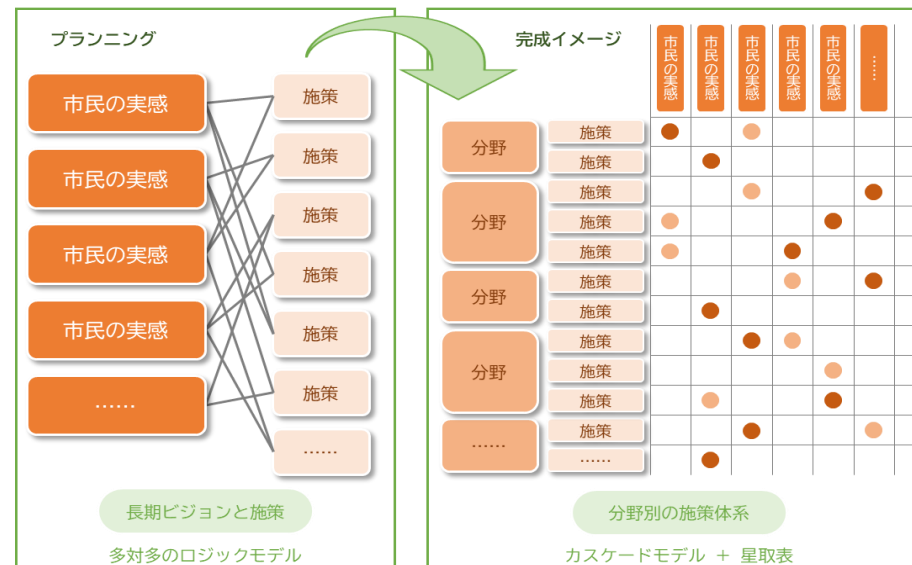
社人研準拠推計：2015年の国勢調査結果と、2013年の社人研推計の仮定値を用い推計

社人研準拠推計②：2020年の国勢調査結果と、2018年社人研推計の仮定値を用い推計

2. 分野別の施策

(1) 施策体系の考え方

- ・基本構想で描いた18の「市民が描く10年後のまちの姿」を起点とし、その姿を実現するためにどのような施策が必要かという考えのもと、施策を検討します（下部左図）。
→施策目的の明確化、波及効果の再認識、分野横断的な施策の検討が可能
- ・施策によって実現する「市民が描く10年後のまちの姿」は必ずしも1つではなく、より多くの姿に寄与することで、「めざすまちの姿」の実現に向けて分野横断的に取り組める施策体系の構築を図ります。
- ・各施策が18の「市民が描く10年後のまちの姿」のうち、どの姿の実現に寄与するか分かりやすく整理するため、星取表の掲載を検討します（下部右図）。



2. 分野別の施策

(2) 分野別の施策

- ・ 施策ごとに見開き 2 ページで構成する。

< 記載項目（案） >

項目	概要・考え方
施策名	・ 施策の名称及び施策の方向性を示します。
施策によって実現する 市民が描く10年後のまちの姿	・ 18の「市民が描く10年後のまちの姿」のうち、施策によって実現するまちの姿を位置づけます。
事業の概要・方針	・ 施策を推進するために取り組む事業の概要や方向性を示します。
指標	・ 施策の進捗状況等を評価する指標を示します。
関連計画等	・ 施策に関連する計画（国・県含む）を示します。